

令和4年度第11回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年2月6日(月) 13時30分～14時00分
2. 開催場所 市役所3階 第1委員会室
3. 議案
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 7件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 1件
議案第3号 農業経営改善計画について 新規 1件
更新 1件
議案第4号 農用地利用集積計画について 利用権の設定 8件
所有権の移転 1件
4. 報告
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 2件
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 3件
報告第3号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について 3件
5. 出席委員 14名(欠員1名)
会長：12番池田繁雄、1番大木宏之、2番秋山美徳、3番岩柳美智夫、
4番細谷修、5番斉藤ひろ子、7番農宮弘子、8番板倉善紀、
9番篠崎輝武、10番戸田敏一、11番吉井亨、13番市原勉、
14番平山光子、15番日暮俊雄
6. 欠席委員 なし
7. 事務局 羽生田事務局長、小川主査
8. 議事録

議長 委員定数15名中、14名出席しておりますので、総会は成立しております。
定足数に達しておりますので、これより令和4年度第11回農業委員会定例総会を開会いたします。それでは議事に入ります。

初めに、議事録署名人の指名ですが、本日は、10番戸田委員と11番吉井委員を指名します。両委員、宜しくお願いいたします。

また、本日の会議書記には事務局の小川主査を指名します。

なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

。

また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご遠慮いただくようお願いいたします。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局　それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。本日の議案は、4議案でございます。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認については、7件でございます。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認については、1件でございます。議案第3号、農業経営改善計画については、新規が1件、更新が1件でございます。議案第4号、農用地利用集積計画については、利用権の設定が8件、所有権の移転が1件でございます。

農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和5年1月27日午前9時より、2班の岩柳委員、吉井委員、農宮委員、日暮委員にご出席いただき、実施いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

議長　それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。申請番号1について、吉井委員より意見発表をお願いします。

11番　番号1について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、北之幸谷字杉ノ木の田、現況畑、677平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画については、小松菜の作付けを予定しています。1月27日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、申請に必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議長　次に、申請番号2につきまして、日暮委員より意見発表をお願いします。

15番　番号2について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、小野字八石の田、2、917平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は高齢化により農業経営を縮小したいため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、水稻の作付けを予定しております。1月27日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、申請に必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議長　次に、申請番号3につきましても、日暮委員より意見発表をお願いします。

15番　番号3について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、小野字大谷の田、2筆、3、955平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は高齢化による農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため

です。営農計画においては、水稻の作付けを予定しております。1月27日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、特譲受人は3条許可基準を満たしており、申請に必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号4につきまして、農宮委員より意見発表をお願いします。

7 番 番号4について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、川場字殿野の田、現況畑、449平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は高齢化により農業経営を縮小したいため、譲受人は農業経営拡大のためと、その農地が自分の耕作地に隣接しているためです。営農計画においては、落花生の作付けを予定しております。1月27日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号5につきまして、吉井委員より意見発表をお願いします。

11 番 番号5について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、砂古瀬字前田の田、現況畑、2筆、198平方メートル、畑、2筆、426平方メートル、合計624平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農地の管理ができないため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、野菜全般、さつま芋の作付けを予定しております。1月27日に現地を確認したところ、一部山林状態で直ぐには作付け出来る状況ではなく、譲受人に確認したところ、所有権移転後に開墾し畑として使用すると誓約書が提出され、他の申請書類も全て整っており、譲受人は3条許可基準を満たしており、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号6及び7につきまして、岩柳委員より意見発表をお願いします。

3 番 番号6、7につきましては、農地の交換のため一括して説明させていただきます。番号6について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、川場字宮ノ下の田、3筆、990平方メートルの農地です。申請理由は、自宅近辺の番号7の川場字荒地の田、2筆、1,288平方メートルの農地と交換して、経営効率を良くするためです。面積に相違がありますが、両者は合意しております。1月27日に現地を確認しましたが、問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。

番号7につきましても同様でございます。以上です。

議長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の4ページをお願いいたします。

申請番号1は、売買による所有権移転の申請です。場所は、東金警察署の北東、約350メートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため売買することになったものです。作付作目は、小松菜です。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われれます。

申請番号2は、売買による所有権移転の申請です。場所は、小野郵便局の南、約250メートルに位置しています。譲渡人は高齢化による農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため売買することになったものです。作付作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われれます。

申請番号3は、売買による所有権移転の申請です。場所は、小野郵便局の南西、約500メートルに位置しています。譲渡人は高齢化による農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため売買することになったものです。作付作目は、水稻です。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われれます。

申請番号4は、売買による所有権移転の申請です。場所は、嶺南幼稚園の南西、約1キロメートルに位置しています。譲渡人は高齢化による農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のため売買することになったものです。作付作目は、落花生です。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われれます。

申請番号5は、売買による所有権移転の申請です。場所は、福岡小学校の北東、約450メートルに位置しています。譲渡人は人手不足等により管理ができないため、譲受人は農業経営拡大のため売買することになったものです。作付作目は、野菜全般、さつまいもです。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われれます。なお、本件申請地については、現地調査の際、一部現状のままでは耕作が困難との指摘があったため、この旨を譲受人に伝えましたが、農地としての利用を強く希望していることから、許可後、耕作可能な状態に復元する旨の誓約書を提出いただき総会に付議するに至ったものであることを申し添えます。

議案書の5ページをお願いいたします。

申請番号6及び7は、交換による所有権移転の申請です。場所は、申請番号6が嶺南幼稚園の南、約650メートル、申請番号7が嶺南幼稚園の南西、約600メートルに位置しています。経営効率の向上を図るため、双方が所有する農地を交換することになったものです。作付作目は、申請番号6及び7双方とも水稻です。3条許可基準への適合ですが、双方ともに経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われれます。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。
次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。申請番号1につきまして、農宮委員より意見発表をお願いします。

7 番 番号1について説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、台方字弥勒前の田、2筆、1, 355平方メートルの農地です。転用の目的は、宅地分譲です。転用に伴い、山砂による埋立てを行う計画です。隣接する境界はブロック積みとし、土砂の流出を防止します。排水については、雨水はU字溝で集水し、隣接する排水路へ放流します。汚水は合併浄化槽で処理後、排水路へ放流する計画です。隣接農地所有者の同意もいただいております。申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断します。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の6ページをお願いいたします。

申請番号1は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、城西幼稚園の南西、約350メートルに位置しています。転用の目的は、宅地分譲6区画の用地です。立地基準につきましては、申請地は都市計画法に基づく用途地域内にある農地であることから、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成

の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。
次に、議案第3号、農業経営改善計画について審議に入ります。農政課より説明願います。

農政課 それでは説明をさせていただきます。農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定によりまして、意見を求めた案件は新規1件、再認定1件でございます。

まずは新規の案件からご説明いたします。新規と書かれている資料をご用意ください。1ページをお願いします。こちらは堀上の法人です。営農類型は花きです。続いて、2ページ目をお願いいたします。主な改善計画についてですが、市場以外の取引先を増やすことや新たな栽培品種の導入を進め、収益の増加につなげます。各種融資制度を活用して、機械を更新することで効率化を進めます。続いて3ページをお願いいたします。機械・施設等ですが、施設栽培を維持していくための温度管理システム関連の設備を導入していきます。これらにより5年後の年間農業所得530万円以上、年間労働時間2,000時間以内を目指すものです。以上が新規の案件の説明となります。

続きまして再認定の案件を説明いたします。再認定と書かれている資料をご用意ください。1ページをお願いします。こちらは薄島の方です。営農類型は水稻、しいたけ、ナスです。続いて、2ページ目をお願いいたします。主な改善計画についてですが、肥培管理を改良することでコスト下げ、条件の悪い圃場を改善し作業効率を上げていきます。併せて各種融資制度を活用して、機械を更新することで効率化を進めます。続いて3ページをお願いいたします。機械・施設等ですが、水稻を基盤としているのでコンバインや田植え機等を中心に導入していきます。これらにより5年後の年間農業所得530万円以上、年間労働時間2,000時間以内を目指すものです。

以上、新規1件、再認定1件の申請内容を説明させていただきましたが、これらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の各要件に該当しておりますので、審議をよろしく願います。

議長 農政課の説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第3号、農業経営改善計画について原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。
次に、議案第4号、農用地利用集積計画について審議に入ります。
農政課より説明願います。

農政課 議案第4号 農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。別冊の「令和5年第2次農用地利用集積計画（案）」をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「令和5年第2次農用地利用集積計画」についてお諮りします。利用権の設定、8件、面積合計、34,132平方メートル、内訳、2年、1件、面積合計、3,049平方メートル、5年、1件、面積合計、527平方メートル、10年、6件、面積合計、30,556平方メートル、所有権の移転、1件、面積合計、1,879平方メートルです。1ページが2年の利用権設定管理台帳で2ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。更新で下武射田の認定農業者に貸し付けとなっております。3ページが5年の利用権設定管理台帳で4ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。更新で福俵の認定農業者へ貸付となっております。5ページから6ページが10年の利用権設定管理台帳で7ページから12ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。1番は新規で田中の認定農業者に貸付となっております。2番、3番は新規で同じ菱沼の認定農業者へ貸付となっております。13ページが10年の中間管理機構を介しての利用権設定管理台帳で15ページから20ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。4番、5番は更新、6番は新規で同じ北之幸谷の農業者へ貸付となっております。利用権の設定を受ける者の農業経営状況は21ページから23ページに記載しております。こちらは農家台帳の情報を基に作成しております。売買について、24ページのとおりです。25ページが提出された農用地利用集積計画各筆明細書、26ページが所有権の移転を受けた者の農業経営の状況です。耕作者の規模拡大のため売買することとなりました。買い手については山口の農業者です。

以上の計画の内容は経営面積、従事日数、経営意欲、青壮年の後継者など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当すると判断しました。利用集積計画による案件は以上となります。ご審議の程宜しくお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第4号、農用地利用集積計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、報告第1号から第3号について、事務局から説明願います。

事務局 議案書の9ページから11ページをお願いします。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。12月26日から1月25日までに受付した案件は2件です。いずれも相続により所有権を取得したもので、斡旋等の希望はありません。

議案書の12ページをお願いします。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。12月26日から1月25日までに受付した案件は3件です。いずれも双方合意による賃貸借の解約です。

議案書の13ページをお願いします。

報告第3号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について」です。3件の照会があり、現地調査を1月11日及び26日に実施いたしました。現地調査の結果、いずれも農地への復元が困難な状況であると判断し、「非農地」で回答したものでございます。

報告事項については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご苦労様でした。

令和5年2月6日